

平成28年度定期防衛監察の結果について

平成29年12月12日
防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1 全般	1
第 2 入札談合防止	1
1 概要	1
2 監察の概要	1
(1) 対象機関等	1
(2) 基本的考え方	1
(3) アンケートの概要	1
(4) 実地監察の概要	2
3 監察の結果	2
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	2
(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度等	2 2
(3) 年度末の予算執行	2 4
第 3 法令遵守の意識・態勢	2 5
1 概要	2 5
2 監察の概要	2 5
(1) 基本的考え方	2 5
(2) 実地監察の概要	2 5

3	監察の結果	26
(1)	全般	26
(2)	秘密保全	30
(3)	情報保証	31
(4)	武器・弾薬の管理	33
(5)	文書管理	34
(6)	服務事案等への対応	36
(7)	個人情報保護の状況	38
(8)	メンタルヘルス	40
(9)	海外渡航承認申請手続	40
(10)	公益通報者保護制度	40
(11)	自衛隊員倫理	41
(12)	毒劇物及び有機溶剤の管理	41
別紙第1	実地監察の対象機関等（入札談合防止）	43
別紙第2	アンケート結果の概要（入札談合防止）	44
別紙第3	実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）	46

第1 全般

この報告は、平成28年度に実施した「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 入札談合防止

1 概要

平成28年度は、装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務を対象とし、以下の観点から監察を行った。

2 監察の概要

(1) 対象機関等

別紙第1のとおりである。

(2) 基本的考え方

ア 入札談合防止を目的とした施策の実施状況

- 「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「21年度大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況
- 「平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（平成23年11月21日防衛大臣指示第6号。以下「23年度大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況
- 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案（以下「第1補給処事案」という。）を受けて平成22年12月14日に公表された報告書に記載された改善措置に基づく施策の実施状況
- その他入札談合防止に向けた施策の実施状況

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）等の法令の遵守状況

(3) アンケートの概要

法令等の理解度及び入札談合防止に対する職員の意識についてアンケートを実施した。

ア 回答者数

2,859名

- イ 結果
別紙第 2 のとおりである。

(4) 実地監察の概要

- ア 監察の内容
現場等の確認、契約関係書類の調査及び調達等関係職員等との面談を行った。
- イ 延べ日数・人数
監察に充てた延べ日数は 50 日、面談対象者の延べ人数は、319 名である。

3 監察の結果

平成 28 年度監察の結果、競争性の拡大に向けた各種施策について、全般的に積極的な取組が行われていた。また、全ての対象機関等においても、調達の公正性を歪めかねないような年度末における無理な予算執行が疑われる案件は認められず、かかる予算執行が許されないとの意識が浸透している状況が見られた。

一方で、業界関係者等との対応、入札談合防止関連の法令、関係規則及び各種施策の理解度等については、改善が必要な状況が見られた。

機関等は、入札談合防止に向けた各種施策を引き続き着実に実施するとともに、継続的かつ効果的な教育を実施することにより、入札談合防止を推進していく必要がある。

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

- ア 競争性の拡大
 - (ア) 競争性の拡大状況
 - a 競争性のある契約方式

平成 28 年度監察では、競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募を行った上での指名競争入札及び随意契約）について調査を行った結果、外国企業からのライセンス契約等により随意契約によらざるを得ない案件を相当程度含む一部の対象機関等を除いた多くの対象機関等において、競争性のある契約方式による契約金額の割合が 90 パーセント以上であった。

一方で、半数の対象機関等において、契約部署が複数の少額の随意契約（以下「少額随契」という。）案件を取りまとめて、一般競争入札の拡大に努めているものの、調達要求部署が取りまとめて調達要求することができる市販品等の調達を、契約部署の取組を十分

認識することなく、その都度調達要求しているため、契約部署が個別毎に少額随契として調達した案件が見られた。

b 一者応札、一者応募

平成28年度監察では、競争が行われることを期待して一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者のみとなり、実質的に競争が行われなかった案件（以下「一者応札等」という。）が多数存在した。契約案件の特性上、特定の業者による応札しか見込まれないものもある一方で、全ての対象機関等において、次のような複数の業者が応札可能と考えられる案件が見られた。

- 灯油等、医薬品、OA機器付属品等の調達
- 整備用工具・部品等の調達
- 洗濯、事務手続補助等業務、事務委託等の役務調達

(イ) 競争性の拡大のための施策の実施状況

a 競争性のある契約方式拡大のための施策

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）に規定する随意契約が可能な予定価格が160万円を超えない市販品等の調達に関して、随意契約が可能な金額の上限を自主的に引き下げる、複数の少額随契案件を取りまとめるなどの取組により、競争性のある契約方式を拡大することが必要である。

平成28年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- ほとんどの対象機関等において、随意契約が可能な予定価格が160万円を超えない市販品等の調達について、随意契約が可能な金額の上限を規則化するなどして自主的に引き下げ、一般競争入札を行っていた。
- 上記中の複数の対象機関等において、少額随契案件を取りまとめて、一般競争入札を行い、その中の一部の対象機関等においては、これを規則化していた。
- ある対象機関等において、契約部署が、調達要求部署から入札参加が可能な業者に関する情報を得た上で、契約方式を決定していた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、更なる少額随契案件の取りまとめが可能な状況であった。
- 上記中の半数の対象機関等の調達要求部署において、契約部署が競争性の拡大に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、取りまとめて調達要求することが可能な消耗品等を五月雨（さ

みだれ) 式に調達要求した結果、契約部署が少額随契とした案件が見られた。

機関等の調達要求部署は、調達要求に関する計画を先行的に整備し、五月雨式の調達要求をせず、できる限り取りまとめて調達要求を行うことで、契約部署が競争性のある契約方式を更に拡大できるよう両部署が緊密に連携するなどの取組により、競争性の拡大を図る必要がある。

b 一者応札等を減らすための施策

(a) 一者応札等の原因分析

一者応札等を削減し入札参加者を拡充することにより競争性の拡大を図る必要がある。

平成28年度監察では、多くの対象機関等において、一者応札等の原因分析を実施しており、次のような推奨される取組も見られた。

○ 多くの対象機関等において、入札参加の意向を表明していたものの、結果的に入札に参加しなかった業者に対し、入札不参加の理由について聞き取り調査を実施していた。

○ 上記中の一部の対象機関等においては、聞き取り調査の結果、入札不参加の理由として仕様書の記載内容が原因であったことから、調達要求部署と契約部署がその情報の共有を図り、仕様書の見直し検討等を実施していた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

○ ある対象機関等において、一般市場で販売されている製品であって、競合他社が多数存在し、複数の参加者が見込まれる調達案件等であるにもかかわらず一者応札等となった案件に関し、原因分析を実施していなかった。

○ 法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施したある対象機関等において、入札参加の意向を表明していたものの、結果的に入札に参加しなかった業者に対し、その理由等の聞き取りを行うなどの原因分析は行っていたが、その内容を記録していなかった。

機関等は、積極的に原因分析を行い、その結果に応じて、①公告等を掲示する場所を拡大する、②公告期間を延長する、③新たに、防衛省・自衛隊との契約に参加していない業者に対して、参入(入札)手続を説明する新規業者説明会を開催して入札や公募(以下「入札等」という。)への参入を促す、④競争参加資格や公募の条件を緩和する、⑤仕様書を見直すなどの施策を実施し、

多数の業者が入札等に参入できるよう努めることで、競争性の拡大を図る必要がある。なお、一者応札等の原因分析結果については、事後的に確認できるよう、記録しておくことが望ましい。

(b) 公告や公募を掲示する場所の拡大

公告や公募(以下「公告等」という。)を掲示する場所を拡大することにより競争性の拡大を図る必要がある。

平成28年度監察では、入札等に参加する業者を増やすための公告等の掲示場所の拡大に関し、次のような推奨される取組が見られた。

○ 多くの対象機関等において、近隣の商工会議所、近傍の機関等に公告等を掲示していた。

○ 上記中のある対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施したある対象機関等において、建設業界新聞に公告等を掲載し、積極的に入札情報を提供していた。

一方で、複数の対象機関等において、公告等の掲示場所の拡大の必要性を検討することなく、庁舎の掲示板やホームページ上のみにとどめているなどの改善する必要がある事例が見られた。

機関等は、その契約案件の特性に応じて、近傍の機関等に対して掲示を依頼するなどにより、入札情報の充実を行うことで、競争性の拡大を図る必要がある。

(c) 公告期間の延長

十分な公告期間を確保することにより、競争性の拡大を図る必要がある。

平成28年度監察では、ほとんどの対象機関等において、予決令で定められた期間よりも公告期間を長く設定し、公告期間を延長するという推奨される取組が見られた。

機関等は、例えば、契約部署から調達要求部署に対し、公告等から契約締結までの期間等に関する情報を提供させる一方で、調達要求部署にはその情報に基づき調達要求時期を勘案し、計画性をもって調達要求書を提出させるなど、契約部署と調達要求部署を連携させ、引き続き、公告期間を十分に確保することにより競争性の拡大を図る必要がある。

(d) 新規業者の開拓

新規に入札等に参入する業者を継続的に開拓することにより、競争性の拡大を図る必要がある。

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、競争参加資格を見直して条件を緩和し、また、次のような新規業者の参入

を促進する推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、①新規業者参加募集案内を地方情報誌に掲載依頼する、②建設工事に関して建設業協会等と意見交換会を開催し、年度発注予定工事等を紹介する、③入札参加者の募集案内を作成し、当該機関の掲示板に掲示するなどの取組を行っていた。
- ある対象機関等において、①同じ地区に所在する他機関の契約実績を調査する、②文書を発簡し、予決令上、随意契約では、なるべく2者以上から見積書を徴取しなければならないとされているところ、自主的に見積書を徴取する数を引き上げる基準（3～4者以上）を定めるなどの取組を行っていた。
- ある対象機関等において、試行ではあるが、オープンカウンター方式（※）を導入することにより、新規の入札参加を促す取組を行っていた。

機関等は、地域の特性等の実情を踏まえつつ、業界団体に対して入札参入を呼び掛けるなど、引き続き、積極的に新規業者を開拓することにより競争性の拡大を図る必要がある。

※ オープンカウンター方式とは、発注者が見積の相手方を特定しないで、調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式。

c 総合評価落札方式による調達

平成28年度監察では、総合評価落札方式を採用して調達していた全ての対象機関等において、特定業者が有利となるような忝意性は確認されなかった。

(ウ) 小括

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、競争性の拡大に努めている状況が見られた。

特に、競争参加資格の条件の緩和については全ての対象機関等において実施していた。また、ほとんどの対象機関等において、随意契約上限額の引下げ及び公告等期間の延長の取組が見られた。さらに、多くの対象機関等において、一者応札等の原因分析、公告等掲示場所の拡大及び新規業者の開拓の取組が、複数の対象機関等において、少額随契の取りまとめの取組が見られた。

一方で、更なる競争性の拡大の余地も見られた。

このため、機関等は、競争性の拡大のための施策を一層推進する必要がある。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格の算定と契約の分離

不正防止の観点からは、同一職員が予定価格の算定業務と契約業務を担当することがないように、職務を分離させることが望ましい。

平成28年度監察では、ほとんどの対象機関等において、予定価格の算定業務と、契約方法の決定や入札等の契約業務を別の部署又は担当者に行わせていた。その中の一部の対象機関等においては、職員が同一案件の予定価格の算定業務と契約業務を担当することがないように、調達案件毎に業務を分離していた。

一方で、一部の対象機関等において、これらの業務を同一の職員に担当させていた。

人的制約から、業務の分掌が困難という事情もうかがわれたが、これらの業務が兼務されると、入札が不調とならないように予定価格を不適切に高く設定する、契約担当者が業者に予定価格を漏えいするなどのリスクが高まるため、好ましいとは言えない。

機関等は、人的制約がある場合には、不正防止の観点から、少なくとも案件ごとに、予定価格算定業務と契約業務の担当者を分けるなどし、一連の業務を同一の職員が行わないなどの改善措置を講じることが望ましい。

(イ) 監督の職務と検査の職務の兼職

予決令によれば、特別の必要がある場合を除き、監督の職務と検査の職務との兼職は禁止されている。

平成28年度監察では、確認した全ての対象機関等において、監督の職務と検査の職務を分離し、相互けん制を図って、契約の適正な履行の確保を図っていた。

(ウ) 指名随契審査会等

契約の競争性、公正性を確保するためには、第三者的立場の職員を含めた指名随契審査会等（以下「審査会等」という。）を実施し、契約方式等を適正に選定する必要がある。

平成28年度監察では、次のように推奨される取組が見られた。

- 全ての対象機関等において、指名競争入札や随意契約を行おうとする案件に関し、審査会等を実施し、審査会等における検討状況について事後的に検証できるよう、審議の内容も記録していた。
- 複数の対象機関等において、審査会等で仕様書の記載内容の適否について審議し、その中の一部の対象機関等において、競争性を阻害しかねない仕様書の記載内容を実際に修正している状況が見られた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、調達等関係職員のみで審査会等が構成され、第三者的立場の職員による客観的視点を取り入れていなかった。
- ある対象機関等において、当該機関の規則により、随意契約の審議について、当該機関で審査会等を実施しない場合は、契約部署で審議及び記録することと定められているが、契約部署でも審議されていなかった。

機関等は、審査会等が形骸化すれば、競争性のない契約方式が安易に採用される、競争性を阻害する内容が含まれる仕様書がそのまま使用されるなどのおそれがあることから確実に審議等を行い、その実効性を高めるように努める必要がある。

この際、審議内容を事後的に検証できるよう、議事を詳細に記録することが望ましい。

(エ) 仕様書等の点検体制等

a 仕様書等の点検体制

(a) 機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領

「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）」（経装第14440号。22.11.22。以下「カタログ仕様書通知」という。）によれば、カタログ仕様書には、カタログ製品名を複数記載し、カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載し、特定の製品名を記載する場合には、製品指定理由書又は調査結果報告書（以下「製品指定理由書等」という。）を作成することとされている。

このような、カタログ仕様書通知の趣旨からすれば、調達要求書の規格欄の記載をもって仕様書に代える場合であっても、同様に、「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載する、又は製品指定理由書等を作成することとなる。

平成28年度監察では、多くの対象機関等において、カタログ仕様書通知に基づき、業務を実施していた。

一方で、入札談合防止に係る監察を実施した一部の対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施した一部の対象機関等において、カタログ仕様書による調達に関し、仕様書等の規格欄にカタログ製品名を1種類しか記載せず、製品指定理由書等も作成していないという事例が見られた。

調達要求部署及び契約部署は、仕様書等について、カタログ製品名が複数記載され、その後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載されているか、また、特定の製品が指定され

ている場合には、合理的な理由等を示した製品指定理由書等が作成されているかについて確認する必要がある。

(b) 物品・役務等調達関係チェックシート（以下「チェックシート」という。）を使用した点検

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（装管調第115号。27.10.1）（以下「入札状況報告通知」という。）によれば、調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、一定の要件を満たす案件について、チェックシートを用いて点検を行うこととされており、カタログ仕様書へのカタログ製品名の複数記載、1企業の1製品を指定した場合の製品指定理由書等の作成に関するチェック項目等が設けられている。

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、チェックシートを用いた点検が行われていた。

一方で、一部の対象機関等において、事前にチェックシートの確認者の氏名が印字されており、そのチェックシートに確認者の自署も押印もなく、確認者による点検実施の有無が確認できない事例が見られた。

機関等は、確認者がチェックシートの該当項目全ての点検をしたことを確認する必要があることから、例えば、確認者の氏名の自署又は押印が行われるようにすることが望ましい。

b 防衛省仕様書等のホームページ掲載

「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について（通知）」（装装制第101号。27.10.1）によれば、競争性の拡大及び公正性・透明性の向上を図るため、入札公告をホームページ上に掲載する際は、併せて防衛省仕様書等も掲載するよう努めることとされている。

平成28年度監察では、ほとんどの対象機関等において、不開示情報を除き、防衛省仕様書等を適切にホームページ上に掲載していた。

機関等は、引き続き、関係規則にのっとり、不開示情報等の公開に適さないものに留意しつつ、防衛省仕様書等のホームページ掲載に努める必要がある。

(オ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）」（防人1第262号。14.1.17。以下「補職替え通達」という。）によれば、業者との癒着防止等のため、調達等関係職員及び補助金等関係職員（以下「調達・補助金等関係職

員」という。)については、3年未満で補職替え又は配置替え(以下「補職替え等」という。)をすることとされている。また、3年未満での補職替え等が困難な職員については、その理由等について、上級機関等に通知しなければならないとされている。

平成28年度監察では、一部の対象機関等において、補職替え等が困難な職員に係る通知を適切に行うため、調達等関係職員の名簿を作成するとともに、それを適時に更新することで、該当職員の有無等について随時把握を行う推奨される取組を行っていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○対象機関等において、①当該機関における調達等関係職員とすべき職員を、調達等関係職員として指定していなかった、②補職替え通達に定める通知業務を所掌する人事部署において、関係部署からの報告を集約するのみで、特段のチェックを行わなかったことによる通知漏れがあった。

○ある対象機関等において、同一職務に3年を超えて従事している職員が多数存在するにもかかわらず、通知業務を所掌する人事部署が、同職員を管理するため作成していた名簿の更新をしていなかったことによる通知漏れがあった。

これらの不適切な管理が行われている原因としては、①人事担当者及び管理者が、職員が同一職務に3年を超えて従事する場合、業者との癒着等による入札談合等に関わるリスクを高めることについて、十分認識していないこと、②補職替え通達に定められた調達・補助金等関係職員に該当する職員の在職期間について、人事担当者及び管理者の把握が十分でなかったこと等が考えられる。

人事担当者及び管理者は、調達・補助金等関係職員が、同一職務に3年を超えて従事する場合、業者との癒着等により入札談合に関わるリスクが高まることについて、十分認識する必要がある。

また、人事担当者は、いかなる職員が調達・補助金等関係職員に該当するのかを十分理解の上、各部署と連携して調達・補助金等関係職員を漏れなく把握して通知するとともに、管理者は、調達・補助金等関係職員に該当する職員及びその在職期間を適切に把握し、あわせて、当該職員に対して、調達・補助金等関係職員としての当事者意識を高める観点から自己の職責を認識させる必要がある。

(カ) 会計監査機能

組織内部に会計監査機能を有する対象機関等においては、自ら会計監査を実施し、会計監査機能を有しない対象機関等においては、上級機関等による会計監査を受査することで、全ての対象機関等において、

会計監査が行われていた。

(キ) 小括

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、会議形式による審査会等での実質的審議やその内容の記録化、防衛省仕様書等のホームページ上への掲載が概ね適切に行われており、これらの施策が浸透している状況が見られた。特に、審査会等の場で仕様書についても審査し、必要に応じてその記載内容を修正しているなどの推奨される取組が見られた。

一方で、カタログ仕様の記載要領及び調達・補助金等関係職員の管理について改善すべき事例も見られた。

このため、機関等は、カタログ仕様書通知に基づき、適正に業務を実施するとともに、調達・補助金等関係職員に該当する職員を漏れなく管理し、当該職員に自己の職責を認識させるなど、不正防止に向けた組織体制の強化を図る必要がある。

ウ 業界関係者等との対応

(ア) 情報保全措置等

「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19.8.30）（以下「対応要領通達」という。）及び「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）」（装管調第89号。27.10.1）（以下、両者を合わせて「対応要領通達等」という。）によれば、業界関係者等と接触を行う場合、庁舎内にあつては、会議室等執務室以外の区画で行わなければならないとされており、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には、適切な情報保全措置が施された場所で行わなければならないとされている。

平成28年度監察では、ほとんどの対象機関等において、会議室等執務室以外の場所や執務室内にパーティションにより区画された面談場所を設置するなど、何らかの情報保全措置を施した場所において業界関係者等と接触していた。

また、一部の対象機関等において、入口に立入制限の表示をするとともに、業界関係者等が庁舎入口に設置された内線電話で職員を呼び出し、職員が業界関係者等を同伴して執務室以外の接触場所に案内することで、業界関係者等の執務室への出入りを防止するという推奨される取組が見られた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、情報保全措置が施されていない執

務室内で業界関係者等と接触していた。

- 複数の対象機関等において、執務室内にある業界関係者等との接触場所又は執務室内のカウンター等から、職員の机上の書類及びPC画面等が視認できる状況であった。
- 複数の対象機関等において、書類の受渡しのため、業者名が付されたクリアキャビネットケースを備え付けていたが、当該クリアキャビネットケースが職員の目に付きにくい場所に設置されていたため、業界関係者等が他社の書類を自由に見たり、取り出したりすることが可能な状況となっていた。
- 一部の対象機関等において、執務室入口に設置した名刺置き内の名刺が外部から見える状況になっていた。
- 一部の対象機関等において、業界関係者等が立ち入る通路にFAXが設置されているため、受信した文書等が来訪した業界関係者等の目に触れる状況になっていた。

機関等は、業界関係者等との接触場所における情報保全措置が適切に施されているかについて再度確認する必要がある。併せて、各職員に対し、業界関係者等との接触場所に係る対応要領を正確に理解させる必要がある。

(イ) 接触状況

対応要領通達等によれば、業界関係者等との接触に当たっては、原則として複数の職員で行い、簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを行う場合等であって、やむを得ない事情がある場合に限り、職務上の上級者の了解を得て単独で接触することができるとされている。

平成28年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、当該機関等で様式を定めた一件一葉式の面会票を作成し、その面会票をもって退職者の確認等も行い、業界関係者等との接触状況を記録していた。
- ある対象機関等において、人事担当部署が対応要領通達等に基づく「研究開発等業務に従事している対象者一覧表」を作成し、職員に変更のあった都度、当該上級機関に対して通知していた。

一方で、入札談合防止に係る監察を実施した半数の対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施した一部の対象機関等において、調達等関係業務に従事している職員が業界関係者等との対応要領を十分に理解していなかったため、単独で接触しているという改善すべき事例が見られた。

機関等は、各職員に対し、対応要領通達等に基づき、適切に業界関係者等に接触させるとともに、管理者は、その状況について定期的に

確認する必要がある。

(ウ) 防衛省の退職者の確認

対応要領通達等によれば、調達等関係業務に従事している職員は、接触する業界関係者等が防衛省の退職者か否かについての確認（以下「退職者確認」という。）を行う必要があるとされている。

平成28年度監察では、複数の対象機関等において、業界関係者等との接触要領等を定めた文書を発簡し、その中で退職者確認欄を設けた一件一葉式の来訪記録簿を備え付け、同記録簿を業界関係者等に記入させることで、退職者確認を円滑に行うという推奨される取組が見られた。

一方で、一部の対象機関等において、管理者を含む多くの職員が退職者確認を行っていないという改善すべき事例が見られた。

機関等は、各職員に対し、対応要領通達等に従って退職者確認を確実に実施するよう、引き続き教育・指導する必要がある。

(エ) 来訪記録簿の作成

業界関係者等との対応状況等について事後的に検証し、公正性・透明性を担保する観点から、来訪記録簿を作成することが望ましい。

平成28年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

○ 入札談合防止に係る監察を実施した半数の対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施した一部の対象機関等において、一件一葉式の来訪記録簿を備え付け、業界関係者等との接触状況を記録させていた。その中の入札談合防止に係る監察を実施した複数の機関等において、文書を発簡して様式を統一した一件一葉式の来訪記録簿を備え付けていた。

○ 上記中の入札談合防止に係る監察を実施した一部の対象機関等において、来訪記録簿に退職者確認欄を設定する、同記録簿を管理者が定期的に確認するなどの取組を行っていた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

○ 複数の対象機関等において、来訪記録簿が全く作成されていないかった。

○ 一部の対応場所の記録欄又は接触した職員の氏名が記載されていない、もしくは管理者の確認行為がなされていないなど、来訪記録簿の内容の不足が見られた。

○ ある来訪した業界関係者等に一件一葉式の来訪記録簿に記載させ、その記載内容を担当職員が一覧様式の別の用紙に転記後、当該記録簿を廃棄していたことから、事後に接触状況の確認が困難になっていた。

機関等は、業界関係者と接触する可能性のある全ての部署において、様式を統一した一件一葉式の来訪記録簿を備え付け、接触状況を記録することが望ましい。

また、管理者は、対応要領通達等を理解した上で、同通達等に基づく接触を確実に実施させるとともに、来訪記録簿を定期的に確認し、同通達等に反する可能性がある場合には指導を行う必要がある。

(オ) 働きかけを受けた場合の対応

対応要領通達等によれば、調達等関係業務に従事している職員は、法令等に違反する行為を受けた場合や職務上非公開とすべき情報の公開等を求められるなどの働きかけを受けた場合、働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに「業界関係者等からの働きかけに関する報告書」（以下「報告書」という。）を作成することとされている。

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、働きかけを受けたことがなかったことから、報告書の作成実績はなかった。また、一部の対象機関等において、ほとんどの職員が働きかけ等の具体的事項について明確に回答し、報告書を作成する必要があることも認知しているなど、対応要領通達等が浸透している推奨される状況が見られた。

一方で、一部の対象機関等において、業界関係者等から働きかけを受けた場合の措置について、管理者を含む多くの職員の認識が希薄であるなど、対応要領通達等の理解が必ずしも十分でないという改善すべき事例も見られた。

機関等は、各職員に対し、働きかけに該当する行為の具体的内容や働きかけを受けた場合の対応について、引き続き教育を行い、対応要領通達等を周知徹底する必要がある。

(カ) 対応要領通達等の掲示

対応要領通達等の掲示は、業界関係者等に対して注意喚起し、働きかけを抑止するとともに、職員に対しても業界関係者等との対応要領を周知する上で効果的手段である。

平成28年度監察では、複数の対象機関等において、業界関係者等との接触に関し、職員と接触できる場所が制限されていることや職員との単独接触が禁止されていること等を記載した文書を掲示するという推奨される取組が見られた。

一方で、入札談合防止に係る監察を実施した複数の対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施したある対象機関等において、対応要領の掲示を全く行っていない又は掲示を行っていてもその内容

が不十分であるという事例が見られた。

機関等は、最新の対応要領通達等の内容を掲示し、業界関係者等に対して注意喚起するとともに、職員への対応要領の周知に活用することが望ましい。

(キ) 小括

平成28年度監察では、業界関係者等との接触及び退職者確認について改善すべき事例が見られた。

また、情報保全措置が十分に施されていない執務室内での業界関係者等との接触、業界関係者等からの働きかけへの対応について、理解が不十分な職員が見られた。

このため、機関等は、引き続き、業界関係者等との対応について、より一層の問題意識を持って、職員に対する教育・指導を実施し、改善を図る必要がある。

エ 契約事務手続の実施状況等

(ア) 契約事務手続

平成28年度監察では、契約事務手続に関し、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、「防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令の実施について（通達）」（防官文第4512号。25.3.28）に基づき、契約相手方に保有個人情報を取扱わせる契約で基準規定を設ける必要があるところ、基準規定を設けていない契約があった。

○ ある対象機関等において、「契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（通達）」（防経装第4627号。25.3.29）に基づき、一般競争から随意契約に移行した場合に落札判定書及び商議記録を作成する必要があるところ、落札判定書のみを作成し、商議記録を作成していなかった。

機関等は、契約事務手続を適切に実施するため、関係規則に定められた書類を適切に作成する必要がある。

(イ) 調達要求書等の保管等

予定価格の漏えい防止のためには、予定価格を類推できる金額が記載等された調達要求書等及びそのデータを適切に保管・保存することが望ましい。

a 調達要求書等の保管

平成28年度監察では、半数の対象機関等において、予定価格を類推できる予算額が記載されている調達要求書等をかぎのかかる書庫等に保管するという推奨される取組が見られた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、調達要求書等をかぎがかからない書庫等に保管していた。
- 一部の対象機関等において、調達要求書等を保管している書庫のかぎの保管場所が不明である、かぎを掛けていない、かぎの保管場所を把握しておらず開閉に手間取るなど、施錠管理が適切に行われていないと指摘されてもやむを得ない状況であった。

機関等は、調達要求書等について、予定価格を類推できる金額の漏えい防止の観点から、外部から視認することができないかぎのかかる書庫等に一般の行政文書と区分して保管し、当該調達に係する職員以外の職員が容易に閲覧できないよう適切に管理することが望ましい。

b 調達要求書データの保存

平成28年度監察では、ある対象機関等において、調達要求書のデータの管理について、各部署ごとにアクセス権限を付与し、他の部署が閲覧できない状態に設定する推奨される取組が見られた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、当該機関に設置されているシステム内で、部署単位でのデータ閲覧は制限されているものの、調達要求書作成担当者のデータを、同部署内の他の関係のない職員が容易に閲覧可能な状況であった。
- ある対象機関等内の複数の部署において、当該機関に設置されているシステム内で、調達要求書のデータが、他の複数の部署の関係のない職員にも容易に閲覧可能な状況であった。

機関等は、調達要求書のデータについても、予定価格を類推できる金額の漏えい防止の観点からパスワードを設定する、共有サーバー内で担当者以外の職員が閲覧できないようにするなどの処置を講じることが望ましい。

(ウ) 仕様書の配布

仕様書を入手した業者が互いに認識しにくいよう、仕様書を個別に交付することは、入札談合防止のための有効な施策である。

平成28年度監察では、推奨される取組として、全ての対象機関等において、仕様書を配布する際、業界関係者等に当該対象機関等のホームページ等から直接ダウンロードさせる、直接受領に来た場合には、一件一葉式の申込用紙に記入させた上で手交するなど、業者が互いを認識しにくい方法で仕様書を配布していた。

(エ) 予定価格

a 予定価格の算定

平成28年度監察では、ほとんどの対象機関等において、徴取した見積資料、過去の契約実績、インターネット調査による市場価格、カタログ価格等を比較の上、適切に予定価格を算定している状況が見られた。

一方で、ある対象機関等において、複数年にわたり予定価格と落札価格が同一の入札案件があるにもかかわらず、その金額の妥当性の検証等を行っていない事例が見られた。

機関等は、複数年にわたり予定価格と落札価格が同一の入札案件については、その金額の妥当性等について検証するとともに、調達物品等に係る一般競争契約の予定価格の算定に当たって、見積資料を徴取する場合は、2社以上の相手方に対して見積資料の提出を求めるほか、近傍機関等との情報交換やインターネット等の利用により多面的な情報の取得及び検討などを行うことで、引き続き、適正な予定価格の算定に努める必要がある。

b 予定価格等の取扱い

予定価格の漏えい防止のためは、予定価格調書、その他の予定価格を類推できる積算価格、計算価格等が記載された資料（以下「予定価格調書等」という。）及び予定価格のデータを適切に保管・保存する必要がある。

(a) 予定価格調書等の保管

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、予定価格調書等をかぎのかかる書庫等に適切に保管し、予定価格の漏えい防止に努めていた。

一方で、ある対象機関等において、予定価格算定の担当職員が、予定価格を知るべき立場にない入札事務担当者に対し、予定価格の点検を依頼するという改善すべき事例が見られた。

機関等は、予定価格の漏えい防止のため、予定価格調書等をかぎのかかる書庫等に適切に保管し、職務上予定価格を知る必要のある職員を限定する必要がある。

(b) 予定価格データの保存

平成28年度監察では、ほとんどの対象機関等において、予定価格のデータを、職務上知る必要のある職員以外の者が閲覧できないよう適切に管理していた。

一方で、一部の対象機関等において、共有サーバー内で予定価格算定の担当職員が管理しているデータを、職務上知る必要のあ

る職員以外の者が容易に閲覧可能な状況であった。

機関等は、予定価格の漏えい防止のため、予定価格のデータについて、パスワードを設定する、共有サーバー内で職務上知る必要のある職員以外の者が閲覧できないようにするなどの処置を講じる必要がある。

(オ) 入札

a 入札室への入室

調達公正性・適正性を確保するためには、入札開始までの間、職員の立会なしに、入札参加者のみが入札室に待機するような状況は回避することが望ましい。

平成28年度監察では、多くの対象機関等において、入札室を解錠した後、入札開始までの間、職員立会の下、入札参加者を入札室に待機させる推奨される取組がみられた。

機関等は、引き続き、入札室において、入札参加者のみが入札室待機することがないよう取り組むことが望ましい。

b 入札実施体制

調達公正性・適正性を確保するためには、当該入札案件に直接関係しない職員を含めた複数の職員の立会の下、入札を実施することが望ましい。

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、複数の職員の立会の下、入札を行っていた。

また、一部の対象機関等において、入札における立会要領を規則化する、入札案件に関係しない契約部署以外の職員を教育した上で、入札に立会させるなどの推奨される取組が見られた。

一方で、ある対象機関等において、当該案件の予算額を知り得る調達要求部署の担当職員及び予定価格算定の担当職員の立会の下、入札を行うという改善することが望ましい事例が見られた。

機関等は、当該入札案件に直接関係しない第三者的立場の職員を含めた複数の職員の立会のもとで入札を実施するなどの処置を講じることが望ましい。

c 郵便入札

競争性の拡大の観点からは、郵便入札を活用することが望ましい。

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、郵便入札を認めて入札を実施し、競争性の拡大を図っていた。

機関等は、競争性の拡大の観点から、引き続き、郵便入札を活用することが望ましい。

(カ) 契約に係る情報の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）によれば、公共工事の発注見通しや契約の実績等について、また、「公共調達適正化を図るための措置について（通知）」（装管調第107号。27.10.1）（以下「公共調達適正化に関する契約情報」という。）によれば、予定価格が一定金額を超える契約に係る情報については、一定期間までに公表することとされている。

平成28年度監察では、多くの対象機関等において、適切に公表がなされていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、公共調達適正化に関する契約情報の一部に公表漏れがあった。また、ある対象機関等において、一部の契約情報について、公表可能な項目があるにもかかわらず、当該契約案件全体を非公表としたため、結果として公表漏れとなっていた。

○ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（防整施第6939号。28.3.31）によれば、閲覧に供するために建設工事の契約に関する情報を文書閲覧窓口（情報公開室）に備え置かなければならないこととされているところ、法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施したある対象機関等において、建設工事の発注の見通しに関する事項が備え置かれていなかった。

機関等は、部外に対する公表の重要性を認識し、教育や根拠文書の配布等による周知・徹底を図るとともに、複数の職員による点検を行うなどして確実に公表を行う必要がある。

(キ) 小括

平成28年度監察では、仕様書を配布する際、業界関係者等が互いを認識しにくい方法で仕様書を配布する、入札を実施する際、入札案件に関係しない複数の職員を教育した上で入札に立会させるなど、入札手続の透明性及び公正性の確保に関して推奨される取組が見られた。

一方で、公共調達適正化に関する契約情報の公表漏れがあるという改善すべき事例が見られた。

このため、機関等は、契約事務手続の実施に関し、公正性・適正性を確保すべく、引き続き、各職員の意識を高め、改善に取り組む必要がある。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

(ア) 入札過程の監視に係る法令等の理解度

入札談合防止を図るためには、談合情報を入手した場合、職員が、関係規則に基づき適切に対処できるよう関係規則を理解しておく必要がある。

平成28年度監察では、アンケートの結果、「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて(通知)」(装整施第15572号。27.10.1)及び「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて(通知)」(装管調第116号。27.10.1)の各規定に定められた談合情報等対応マニュアルについて、平均10パーセントの職員が、「知らない」又は「聞いたことがあるかも知れない」と回答した。

また、談合情報等対応マニュアルの存在を知っていても、談合情報を得た場合の対応要領又は通報先を知らない、公益通報者保護制度と混同しているなどの理解不十分な職員が見られた。

機関等は、各職員に対する談合情報等対応マニュアルの周知が十分でない場合、談合情報が得られても、談合情報等対応マニュアルに従った処置が適切に採られないおそれがあるため、引き続き教育を実施し、周知を図ることが必要である。

(イ) 入札結果の事後的検証

21年度大臣指示において、各調達機関等は、自ら入札結果を検証する態勢を強化するよう示されている。

平成28年度監察では、確認した限り、全ての対象機関等において、事後的検証が行われ、また、次のような推奨される取組が見られた。

- 入札談合防止に係る監察を実施した半数の対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施した一部の対象機関等において、複数年度にわたる事後的検証を行っていた。
- 入札談合防止に係る監察を実施した一部の対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施したある対象機関等において、全ての入札案件を対象に事後的検証を行っていた。
- ある対象機関等において、契約部署での事後的検証に加え、別の部署においても独自に事後的検証を行うなどし、検証結果に基づいて公正取引委員会へ通報していた。
- ある対象機関等において、当該機関の規則を定め、四半期ごとに契約部署が実施した事後的検証結果を審議する入札検証部会を設置し、その妥当性について更に検証を行っていた。

一方で、事後的検証は行われていたものの、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- ある対象機関等において、入札監視委員会により抽出された案

件の事後的検証は行われていたものの、機関等独自の事後的検証は行っていなかった。

- 多くの対象機関等において、調達要求部署と契約部署が十分に連携した分析が行われていなかった。

機関等は、引き続き、①事後的検証の重要性、検証要領等を職員に教育する、②検証項目や検証品目を更に充実させるとともにその結果を記録する、③事後的検証結果について、調達要求部署と契約部署が情報を共有し、問題点等がある場合は、その改善等を図る、などの処置を講ずることが望ましい。

この際、現場の機関等が効率的かつ効果的な事後的検証を行えるよう、上級機関等は、検証の実施状況や内容を把握し、じ後の教育・指導等に反映させることが望ましい。

また、入札検証ツールや具体的な検証要領等について、各機関等相互に情報を共有するなど、緊密に連携することが望ましい。

(ウ) 入札状況の報告

調達の公正性・適正性を確保するためには、入札状況報告通知に定められた入札状況の報告を、適時適切に実施する必要がある。

平成28年度監察では、一部の入札状況報告通知に基づく予定価格と落札価格が同価の入札案件及び契約金額が500万円を超える入札案件についての報告が適正に行われていない事例が見られた。

機関等は、入札状況報告通知に定められた内容を正確かつ漏れなく報告する必要がある。

(エ) 入札談合情報の取扱い

談合が疑われる案件が判明した場合には、談合情報等対応マニュアルに従って適切に対処する必要がある。

平成28年度監察では、入札談合が疑われると判断した案件について、公正取引委員会に適切に通知されていた。

機関等は、談合情報を得た場合に適切な対応が採られるよう、また、談合が疑われる案件を看過することのないよう、契約部署のみならず、調達要求部署の職員も含めて、談合情報等対応マニュアル及び公益通報者保護制度を十分理解させる必要がある。

(オ) 小括

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、21年度大臣指示を受けた入札結果の事後的検証が行われており、特に、対象機関等の中には、①複数年度にわたる検証を実施する、②全ての入札案件を対象に検証を実施する、③契約部署での検証結果を更に別の部署においても独自に検証を実施するなど、推奨される取組が見られ、事後

的検証についても、更に充実させる余地はあるものの、入札結果の事後的検証に対する職員の意識と取組が浸透し、定着している状況が見られた。

このため、機関等は、引き続き、①事後的検証について職員に教育する、②検証項目や検証品目を更に充実させその結果を記録する、③検証結果について、調達要求部署と契約部署が情報を共有し、問題点等がある場合は、その改善等を図る、などの処置を講じて、事後的検証を一層充実させることが望ましい。

また、いまだ談合情報等対応マニュアル及び公益通報者保護制度の理解不十分な職員が見られたことから、教育方法等について改善の上、引き続き、談合情報等対応マニュアル等の周知徹底を図る必要がある。

(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度等

ア 教育の実施状況等

入札談合防止を図るためには、「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」（防経装第6186号。23.5.17。以下「教育実施通達」という。）に基づいて、調達等関係職員に対して、計画的かつ継続的に教育を実施する必要がある。

平成28年度監察では、教育実施通達を踏まえ、入札談合防止に係る監察を実施したほとんどの対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施した一部の対象機関等において、業務計画に入札談合防止に関する教育を事業化する又は規則化した上で、計画的に調達等関係職員を対象とする入札談合防止教育を行っていた。

また、次のような推奨される取組が見られた。

- 半数の対象機関等において、職員に毎年定期的に公正取引委員会による教育を受講させていた。
- ある対象機関等において、職員に入札談合防止に関する「コンプライアンスカード」を配布し携行させていた。
- ある対象機関等において、端末のネットワークを利用して個人端末で入札談合防止教育を実施できるシステムを確立していた。
- ある対象機関等において、入札談合防止教育実施後、職員の調達等業務への関与度に応じて一般職員用と調達等関係職員用に内容を分けて、理解度確認テストを実施していた。

一方で、入札談合防止に係る監察を実施した半数の対象機関等及び法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施したある対象機関等において、入札談合防止教育を実施しているものの、教育内容に21年度及び23年

度大臣指示、談合情報等対応マニュアル、対応要領通達等の具体的な項目が含まれていないという改善すべき事例が見られた。

機関等は、入札談合防止について、引き続き、計画的・定期的に教育を実施するほか、例えば、新着任者教育及びその他の年次教育等に入札談合防止に関する内容を取り入れ、その充実を図るとともに、教育未受講者に対する再度の教育及び教育受講者の理解度の確認を実施するなどし、全ての調達等関係職員に、入札談合防止に関する法令等を体系的に理解させる必要がある。

その際、業務、職務に応じて必要とされる知識には差異があることから、教育対象ごとに教育内容を適切に設定するなどして各職員が必要な教育を効率的に受けられるよう工夫することが望ましい。

教育の内容については、単に入札談合の概論や法律等の紹介にとどまらず、防衛省の調達等の内容や、それらが実務上どのような場面で入札談合と関わってくるのかなどについて触れるとともに、談合が生起する要因、談合に関与した場合に課される処分・処罰等について、防衛省はもとより、他機関や他省庁で生起した具体的事例を交えるなど、業務に即した内容とすることが重要である。

更に、教育後のテストや教育実施記録の作成を通じて、職員の理解度を把握し、教育効果の分析を行いつつ教育の改善を図る、公正取引委員会等部外者による教育を利用することにより職員の意識の変革を図るなど、効果的な教育となるよう創意工夫に努め、入札談合防止に関する知識及び意識を着実に高めることが望ましい。

イ 法令等の理解度等

入札談合を防止するためには、調達等関係職員が、入札談合等関与行為の4類型、業界関係者等との対応要領等に関する入札談合防止法令等を、正確に理解するとともに、入札談合防止に関する当事者意識を高める必要がある。

平成28年度監察では、全ての対象機関等において、入札談合防止教育が実施されており、その中の一部の対象機関等において、ほとんどの職員が、入札談合防止法令等について正確に理解していた。またアンケートにおいても、平均94パーセントの職員が、入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答していた。

一方で、依然として、多くの対象機関等において、管理者を含め、入札談合防止法令等の理解が不十分な職員が見られた。また、調達等関係職員に該当する職員であるにもかかわらず、調達等関係職員としての意識に乏しい職員も複数見られた。

機関等は、入札談合防止教育等を通じて、調達等関係職員に入札談合

防止法令等を正確に理解させ、理解度の低い内容については、再度の教育を実施して知識の底上げ等を図る必要がある。また、防衛省等で生じた過去の事案に学ぶことで、調達等関係職員としての当事者意識を高める必要がある。

(3) 年度末の予算執行

23年度大臣指示において、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むよう示されている。

平成28年度監察では、対象機関等において、ゼロ調整が疑われる案件は見られなかった。

このようなゼロ調整防止の意義については、基本的に多くの職員に浸透したものと認められる。

機関等は、契約を通じて特定の業者との関係が生じれば、それが談合の温床ともなり得ることから、引き続き、年度末における適正な予算執行の意義を全ての職員に認識させる教育を実施し、予算を適正に執行する必要がある。

第3 法令遵守の意識・態勢

1 概要

平成28年度は、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資するため、平成27年度に引き続き、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を実施した。

また、情報の保全に関する措置等に係る事務次官通達「文書の取扱いに係る規則の遵守と情報の保全に関する措置の徹底等について（通達）（防衛調（事）第58号。27.10.30）」（以下「情報保全通達」という。）を受けた、秘匿性を有する情報の管理等の状況について、監察を実施した。

平成27年度に引き続き、護衛艦「たちかぜ」乗員の自殺事案（以下「たちかぜ事案」という。）に係る東京高等裁判所の判決を重く受け止め、このような事案の再発を防止する観点から、たちかぜ事案に係る事務次官通達「コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について（通達）（防官文第6443号。26.5.8）」（以下「たちかぜ事案通達」という。）を受けた、①コンプライアンスに関する意識の徹底、②不適切な部下の指導及び自殺事故の防止、③情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施の各措置の実施状況についても監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

平成27年度までの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、防衛監察監が選定した対象機関等に対し、情報漏えい等の未然防止（秘密保全・情報保証）、武器・弾薬の管理、文書管理、パワー・ハラスメント防止、セクシュアル・ハラスメント防止、個人情報保護の状況等の観点から調査及び検査を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

別紙第3のとおりである。

イ 内容

現場等の確認及び職員との面談を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は189日、面談対象者の延べ人数は2,223名である。

3 監察の結果

平成28年度監察の結果、法令遵守に関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方、法令遵守に関する教育、管理者等の意識、点検・検査等については、引き続き多くの改善すべき状況が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について引き続き周知に努める必要があるとともに、全省的な取組をより一層活性化させることが望ましい。

なお、対象機関等に対して指摘した事項について、おおむね改善に努めていることが確認できた。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 全般

ア 法令遵守に関する各種施策の実施

防衛省・自衛隊では、組織の精強性や国民からの信頼性の維持・向上の観点から、日々、職員一人一人が法令等を遵守することや社会のルールから逸脱しないよう行動することが必要であり、そのような行動を確保するためにも、法令遵守に関する各種施策に取り組むことが期待されている。

平成28年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、法令遵守の意識・態勢の強化を目的として、独自にサービス委員会等の設置やコンプライアンス週間の設定等を行っていた。
- 一部の対象機関等において、掲示板に、法令遵守の各分野に係るポイントとなる事項を記載した教育資料や各種相談窓口等を記載した資料を掲示していた。
- 一部の対象機関等において、関係規則や注意すべき事項等を取りまとめた小冊子を独自に作成し、職員に配布していた。
- 一部の対象機関等において、セクシュアル・ハラスメント相談員、部隊相談員、メンタルヘルス相談窓口、公益通報窓口等を記載したカードを作成し、職員に配布していた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、担当者等が、関係規則を十分に理解しないまま業務を行っていた。
- 一部の対象機関等において、法令遵守に関する意識の浸透が不十分であった。

以上のとおり、積極的に法令遵守に関する各種施策に取り組んでいる対象機関等は、平成27年度報告と同様に多く存在する一方で、改善すべき状況が見られた対象機関等も、平成27年度報告と同様に複数存在

した。

内部部局及び各幕僚監部等は、更なる法令遵守の意識の高揚を目指し、防衛省・自衛隊における法令遵守に関する各種施策の重要性について周知に努めるとともに、機関等の積極的な取組を他の機関等にも紹介するなど、奨励策を引き続き講じ、全省的な取組として、より一層活性化させることが望ましい。

イ 教育

法令遵守に関する各種教育は、法令遵守の意識を浸透させ、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

平成28年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 複数の対象機関等において、教育後に実施する簡易な試験等により職員の理解度を把握し、以後の指導・教育に活用していた。
- 一部の対象機関等において、組織の特性に応じた独自の教育資料を作成することにより、知識の定着に努めていた。
- 一部の対象機関等において、教育を主管部署の担当者だけでなくそれ以外の職員にも持ち回りで実施させるなどにより、職員への知識の向上に努めていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、法令遵守に関する教育が、職員に対して十分に行われていなかった。
- 一部の対象機関等において、教育を実施しているものの、教育内容を十分理解していない職員が存在した。
- 一部の対象機関等において、教育効果を考慮せず、一方的な教育が実施されていた。

以上のとおり、積極的に教育に取り組んでいる対象機関等が複数存在する一方で、改善すべき事例が見られた対象機関等も、平成27年度報告と比較して減少しているものの、複数存在した。

内部部局及び各幕僚監部等は、各種教育の重要性について今一度機関等に周知するとともに、職員の理解度や職責に応じた教育、過去の事例を取り入れた教育を行うなど、教育内容の定着に努めるよう、引き続き指導する必要がある。

ウ 管理者等の意識

防衛省・自衛隊における法令遵守に関する各種施策を推進し、法令遵守の意識を高めていくためには、機関等の管理者や各級指揮官（この項において「管理者等」という。）が下位の者に対して範を示すとともに、適時適切な教育や指導を自ら積極的に行っていくことが重要である。

平成28年度監察では、ある対象機関等において、管理者等が自ら又は中心となって法令遵守に関する各種教育を実施するなど、推奨される

取組が見られた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、管理者等が、法令遵守における自らの役割について無自覚又は関係規則に関する知識が不十分であり、業務を部下任せにして十分に関与していなかった。
- 一部の対象機関等において、各種業務の主管部署が、十分な指導・統制を行っていなかった。

以上のとおり、ある対象機関等においては、管理者等による積極的な取組が見られる一方で、改善すべき事例が見られた対象機関等も、平成27年度報告と比較して減少しているものの、複数存在した。

内部部局及び各幕僚監部等は、管理者等が率先して法令遵守の意識高揚に向けた取組を行うよう、引き続き教育・指導を行うことが望ましい。

エ 点検・検査等

秘密保全、情報保証、武器・弾薬の管理、文書管理、個人情報保護等の各分野について、訓令等で定められた点検・検査等を確実に行うことは、不備を速やかに発見・是正し、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、秘に指定された文書等の保管容器の点検を、関係規則で定められたとおり実施していなかった。
- 一部の対象機関等において、情報流出事案の根絶を図るために実施すべき所持品検査等の特別検査を、関係規則で定められたとおり実施していなかった。
- 一部の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体等の点検を、関係規則で定められたとおり実施していなかった。
- 一部の対象機関等において、各種点検等を実施していたにもかかわらず不具合が看過されていた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各種業務に関する点検・検査等の重要性について周知徹底し、改善を強力に推進する必要がある。

オ 関係職員の指定

秘密保全、情報保証、武器・弾薬の管理、文書管理、個人情報保護等の行政事務については、保全責任者等の関係職員を指定し、それぞれの事務を法令に従って適切に実施させる必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、関係職員の一部を指定していなかった。

○ 一部の対象機関等において、指定条件を満たしていない職員を関係職員に指定していた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各行政事務の関係職員を関係規則に従って適切に指定するよう、引き続き指導する必要がある。

カ 上位規則と内部規則の不整合等

秘密保全、情報保証、個人情報保護等に関し、各機関等における内部規則を上位規則と整合するよう制定及び改正することは、法令遵守の観点から重要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、内部規則が制定されていなかった。

○ 一部の対象機関等において、上位規則と内部規則の不整合があった。

○ 一部の対象機関等において、上位規則の制定及び改正を受けた内部規則の見直しが実施されていなかった。

機関等は、上位規則と整合性のとれた内部規則を整備する必要がある。また、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、上位規則と整合性のとれた内部規則の整備について指導することが望ましい。

キ 情報の保全に関する措置等

情報保全通達を受けた、秘匿性を有する情報の管理等の状況について、監察を実施した。

その結果、平成28年度は、ほとんどの対象機関等において、情報保全通達に基づき、秘匿性を有する情報の管理が適正に実施されている状況が見られた一方で、一部の対象機関等において、注意文書をかぎのわからない容器で保管していた等の改善すべき事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、情報保全の重要性を認識させ、本通達の内容を浸透させるよう、引き続き指導する必要がある。

ク たちかぜ事案

たちかぜ事案通達を受け、平成28年度は、平成27年度に引き続き、コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止、情報公開関係業務及び行政文書の管理の適切な実施のための措置の実施状況について監察を実施した。

その結果、次のような取組が見られた。

○ 複数の対象機関等において、教育や指導、身上（心情）把握のための面談等が実施されていた。

一方で、次のような改善すべき状況が見られた。

○ 多くの対象機関等において、本事案が海上自衛隊で発生した特異事象であるとの意識から、たちかぜ事案通達の背景について十分理

解していない職員が、指導的立場にある職員を含め散見された。

○ ある対象機関等において、情報公開に関する教育は行われているものの、一部の部署では教育資料の配布のみで教育を終了していた。内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、本事案が多岐にわたる法令遵守上の問題点を内包していること及び同種事案が他の機関等においても生じかねないことを認識させ、本事案の教訓を浸透させるよう、引き続き指導する必要がある。

(2) 秘密保全

ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保並びに他国との情報共有及び信頼関係の維持等のために必要不可欠なものである。

しかしながら、以下のとおり、秘に指定された又は秘に該当する可能性のある文書、図画又は物件（以下「文書等」という。）の管理等に関し、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

イ 秘に指定された又は秘に該当する可能性のある文書等の管理

秘に指定された又は秘に該当する可能性のある文書等は、秘密情報の漏えい等を防ぐために、厳格に管理することが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、秘密電子計算機情報を業務用可搬記憶媒体に格納せず、作業をした業務用パソコンの内蔵ハードディスクに格納したままにしていた。また、作業用可搬記憶媒体に保存した秘密電子計算機情報を消去していなかった。

○ 一部の対象機関等において、秘文書を保管する場所への立入り制限等、秘密保全上必要な措置が講じられていなかった。

○ 一部の対象機関等において、秘に指定された文書等を適切に管理するために整備することとされている簿冊等が整備されていない、管理者等による簿冊等への押印が漏れているなどの状況が見られた。

このような状況を放置すれば、秘密情報の漏えい等の重大な事態にもつながりかねないことから、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、秘に該当する文書等の管理をより厳格に行うよう、引き続き指導し、速やかに改善させる必要がある。

ウ 秘に指定された文書等の保管容器

秘に指定された文書等は、関係規則に定められた基準に合致した保管

容器に格納し、厳重に管理することが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、秘に指定された文書等を保管している容器の文字盤かぎの組合せを関係規則の定める時期に変更していない、関係規則に定められた変更記録簿様式を使用していないなどの状況が見られた。

○ 一部の対象機関等において、文字盤かぎは解錠したままで、さし込み式かぎのみで保管容器を開閉していた。

○ 複数の対象機関等において、特定秘密の保管容器の施錠装置が三段式文字盤かぎとさし込み式かぎにより構成されているにもかかわらず、解錠するための番号とかぎを同一の職員に管理させていた。

このような状況は、情報の流出を防止する観点から不適切であるため、速やかに改善する必要がある。

エ 閲覧簿への記録

秘に指定された文書等の取扱いの経過を明らかにするため、管理者は、閲覧簿を備え、必要な事項を記録させることが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、一部の対象機関等において、「秘密保全に関する訓令」の趣旨にそぐわない形で閲覧簿への記録が省略されるなど、改善すべき事例が見られた。

閲覧簿への記録の省略については、平成22年度報告を受けて、平成23年11月に防衛政策局から閲覧簿の適正な運用について周知徹底を図るための通知文書が発出されているところ、機関等においては、当該通知文書の趣旨を風化させることなく、閲覧簿の適正な運用について、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

オ 注意文書の管理

注意文書については、当該事務に関与しない職員にみだりに知られないよう、適切に管理することが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、一部の対象機関等において、一般の行政文書等の中に注意文書を混在させた状態で保管する、注意文書をかぎのかからない保管容器に保管するなど、改善すべき事例が見られた。

(3) 情報保証

ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するためには、業務用パソコン等の情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータ等を事故や意図的な破壊、改ざん、妨害等から保護し、機関等における正規

の使用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持することが極めて重要である。

平成28年度監察では、一部の対象機関等において、各システム端末のウィルス定義ファイルを確実に更新するため、業務予定表に更新実施日を記載するなど、推奨される取組が見られた。

一方で、以下のとおり、業務用可搬記憶媒体や業務用パソコンの管理等に関し、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

イ 業務用可搬記憶媒体の管理状況

小型化して持ち運びが容易となった業務用可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等は、集中管理の実施や管理簿の整備等により、業務用可搬記憶媒体を適切に管理することが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体を集中保管していなかった。
- 一部の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体を無施錠の書庫等に保管していた。
- 複数の対象機関等において、管理簿に登録されていない業務用可搬記憶媒体があった。
- 一部の対象機関等において、持ち出しの際に記録する簿冊への記載漏れ及び押印漏れがあった。
- 一部の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体の保管容器のかぎを関係規則に基づいて適切に管理していなかった。

ウ 業務用パソコンの管理状況

業務用パソコンの紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者は、業務用パソコンの管理のための文書の作成、持ち出し時の記録、可搬型の業務用パソコンにおける盗難防止措置等を行い、適切に管理することが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、可搬型の業務用パソコンに、ワイヤーによる机への固定等の盗難防止措置が施されていない又は不十分であった。
- 一部の対象機関等において、インターネットに接続した端末内に

業務用データを残置していた。

エ 認証情報等の管理

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合には、情報システムに認証機能を設ける必要がある。また、認証情報等を付与された職員は、認証情報等を他人に不正に使用されないよう、措置を講じる必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、情報システムの認証機能を設定していなかった。
- 一部の対象機関等において、業務用パソコンのログインパスワードが記載された紙片を、人目に付く場所に貼り付けていた。
- 一部の対象機関等において、権限のない職員が、管理者権限のパスワードでファイル暗号化ソフトを起動させており、解除責任者の許可なく暗号化解除が可能な状態であった。

オ 情報システムの脆弱性への対応

情報システムが有する脆弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者は、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、ウィルス対策ソフトが未導入、未更新又はライセンスの有効期限切れの状態で、情報システムを使用していた。
- ある対象機関等において、ウィルス対策ソフトにより不正プログラムを検知した疑いがあることに気付かず、システム利用者が情報システム維持管理責任者等に通報するなどの措置を講じていなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、引き続き情報システムの脆弱性への対応に万全を期すよう指導し、このような状況を速やかに改善する必要がある。

(4) 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難事案の発生を防止するためには、部隊長等をはじめとする職員が、過去の武器等紛失事案に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めておく必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、一部の対象機関等において、小火器の管理手続が不十分であるなど、改善すべき事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、このような状況が速やかに改善されるよう、引き続き指導・監督を充実・強化する必要がある。

(5) 文書管理

ア 全般

行政が適正かつ効率的に運用されるため及び国民に対する説明責任が全うされるためには、行政文書を適切に管理することが重要である。

平成28年度監察では、以下のとおり、平成27年度報告に比較し、行政文書ファイル管理簿への記載及び保存期間満了時の措置に関して改善すべき事例が見られた対象機関等が減少していた。

一方で、依然として、行政文書ファイルの整備状況等に関し、改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を通じて、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導することにより、組織的かつ計画的に行政文書の整備を進めていくことが望ましい。

イ 行政文書ファイルの整備状況

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、行政文書ファイルは、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合体にまとめるなどし、整備・管理することが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 半数の対象機関等において、行政文書として管理すべき文書であるにもかかわらず、行政文書として管理されていない文書が存在した。
- 全ての対象機関等において、行政文書ファイルの背表紙が整備されていない、整備されていても背表紙に誤記や記載漏れがあるなどの状況が見られた。

ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の管理を適切に行うため、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を適時漏れなく記載することが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、半数の対象機関等において、行政文書として管理すべき文書を、行政文書ファイル管理簿に記載しないまま放置しているなど、改善すべき事例が見られた。

インターネット上で公開される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであることから、国民の知る権利を確保するという観点からも速やかに改善する必要がある。

エ 行政文書ファイル等の保管状況

行政文書の散逸等を防止するため、行政文書と個人資料は、混在させずに、明確に区分して保管する必要がある。また、個人資料は、必要最小限のものとするべきであり、職員各自の机の周辺のみに置く必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、行政文書と個人資料を同一の書棚等に混在して保管していた。
- 複数の対象機関等において、行政文書ファイル内に、異なる保存期間又は作成・取得年度の行政文書を保管していた。

オ 標準文書保存期間基準の設定

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。また、標準文書保存期間基準は、年1回又は必要と認める場合に随時改訂を行う必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、標準文書保存期間基準の見直しをしないまま放置していた。
- 一部の対象機関等において、上位規則の保存期間と異なる期間を設定するなど、標準文書保存期間基準を適切に設定していなかった。
- 一部の対象機関等において、標準文書保存期間基準に設定のない保存期間を一部の行政文書ファイルに適用していた。

カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、廃棄に関して内閣府と協議し、その同意を得た上で、文書管理者の指定する者等の立会いの下、廃棄する又は保存期間を延長する必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、保存期間が満了した行政文書ファイル等を、廃棄の協議や保存期間の延長を行わないまま保管していた。
- 複数の対象機関等において、保存期間が満了し、廃棄の同意が得られた行政文書ファイル等を、廃棄しないまま保管していた。

キ 会社から入手した資料の取扱い

UH-X事案の再発防止策として制定された「研究開発等において留意すべき事項のマニュアル」では、会社から入手した資料は、「部内限り」等の表示を行い、適切に管理するのはもちろんのこと、作成会社の許可を得ずに他の会社に渡してはならないこととされている。

しかしながら、平成28年度監察では、ある対象機関等において、会

社から入手した資料を行政文書として管理せず、「部内限り」等の表示を行っていないなど、改善すべき事例が見られた。

会社から入手した資料の不適切な管理は、文書管理のみならず、入札談合防止の観点からも問題となり得ることから、機関等は、引き続き適切に管理する必要がある。

(6) 服務事案等への対応

ア パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメント（階級、職権、期別、配置等による権威若しくは権力又は職場における優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為※）の防止及びパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応は、職員がその能力を十分に発揮できるような健全な職場環境の確保並びに職員の人格及び尊厳の保護の観点から極めて重要である。

※ 「パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令」（平成28年防衛省訓令第17号）第2条(1)により示された「パワー・ハラスメント」の定義による。

平成28年度監察では、次のような取組が見られた。

- ある対象機関等において、部隊独自のアンケート調査により、自隊のパワー・ハラスメントの状況把握に努めていた。
- 一部の対象機関等において、相談窓口カードの配布により、相談体制の周知に努めていた。

一方で、たちかぜ事案通達を受け、アンケート等を活用し詳細に調査した結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、上級者が部下や後輩に対し、日常的に大声で叱責していると訴える職員が存在した。
- 一部の対象機関等において、上級者が部下に対し、人格を否定するような発言を行っていると訴える職員が存在した。
- 複数の対象機関等において、上級者が部下に対し、職場における無視等、人間関係からの切り離しを行っていると訴える職員が存在した。

以上のとおり、全ての対象機関等において、平成27年度報告と同様、改善すべき事例が見られたことから、必ずしも改善が進んでいるとは言えない。

パワー・ハラスメント又はパワー・ハラスメントに起因する問題は、最終的に防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を損なう事態にもつながりかねない。そのため、内部部局及び各幕僚監部等は、「パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令」に従い、適切に対応することが必要である。

イ セクシュアル・ハラスメント等

(ア) セクシュアル・ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応は、職員の利益の保護及び職員の能力の発揮の観点から極めて重要である。

平成28年度監察では、一部の対象機関等において、相談窓口カードの配布により、相談体制の周知に努めるなどの取組が見られた。

一方で、アンケート等を活用し詳細に調査した結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ほとんどの対象機関等において、身体への接触、卑わいな発言、執拗な食事への誘い、性的なからかい、職場でのわい談、宴席における酌や片付けの強要、容姿に関する発言等、セクシュアル・ハラスメント又はそれが疑われる行為が存在する旨訴える職員が存在した。
- 一部の対象機関等において、セクシュアル・ハラスメント相談員を特定の部署の職員のみを指定するなど、性別、階級、年齢、部署等のバランスを十分考慮せずに指定した結果、職員にとって相談しにくい状況になっていた。
- 一部の対象機関等において、「セクシュアル・ハラスメント相談員の手引き」の内容を十分に理解していない、相談員としての教育を受けていないセクシュアル・ハラスメント相談員がいるなど、実効性のある相談員体制の構築が不十分であった。

以上のとおり、ほとんどの対象機関等において、平成27年度報告と同様、改善すべき事例が見られたことから、必ずしも改善が進んでいるとは言えない。

(イ) その他

そのほか、平成28年度監察では、ある対象機関等において、四半期に一度、女性職員による会同を行い、勤務する全ての女性職員の意見等について取りまとめることにより、女性職員の勤務環境の改善や女性関連施策の推進を図るなど、女性職員活躍推進の観点から、推奨される取組が見られた。

一方で、一部の対象機関等において、女性用施設について調査した結果、更衣室、シャワー室、トイレ等、施設の問題点に関する女性職員からの意見が複数あった。

セクシュアル・ハラスメントは、パワー・ハラスメントと同様に、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を損なう事態につながりかねないため、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止態勢を更に改善するため、集合教育や巡回指導の

強化等、より実効性のある対策を引き続き講ずる必要がある。併せて、勤務環境や勤務態勢についても、女性職員活躍推進の観点から検討していくことが望ましい。

ウ 薬物乱用防止

防衛省・自衛隊においては、毎年6月を薬物乱用防止月間と定め、薬物乱用防止教育、服務指導・営舎内点検等を行うこととされている。

平成28年度監察では、ある対象機関等において、当該機関等の職員による教育に加え、他機関等から専門的知見を有する講師を招へいし、薬物乱用防止教育を実施するなど、推奨される取組が見られた。

薬物乱用防止の重要性に鑑み、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、同期間内の教育、所持品検査等を確実に実施するよう、引き続き指導する必要がある。

エ その他

親睦会等の私的な会で徴収した隊員相互の拠金等については、適切に管理することが重要である。

しかしながら、平成28年度監察においては、複数の対象機関において、親睦会等の私的な会の金銭管理について、定期的な点検・監査等を行っていない等の不適切な状況が見られた。

金銭事故防止の観点からも、定期的な点検・監査等を行うなど、適切な金銭管理を行うことが望ましい。

(7) 個人情報保護の状況

ア 全般

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることを踏まえ、行政の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することが重要である。

しかしながら、平成28年度監察では、依然として、個人情報ファイル及び保有個人情報（以下「個人情報ファイル等」という。）の管理等の基本的事項について改善すべき事例が数多く見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、このような現状を踏まえ、機関等における個人情報保護に対する意識及び個人情報ファイル等の管理体制を速やかに改善するため、単なる通知文書等による注意喚起にとどまることなく、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を引き続き講じていくことが望ましい。

イ 個人情報ファイル等の管理

個人情報ファイル等の漏えい等を防止するため、保護管理者は、個人情報ファイル等の管理状況を常に把握するとともに、担当者等に対し、個人情報ファイル等が記録された媒体に「個人情報」の標記を表示させ

る必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、一般の行政文書ファイル内や業務用可搬記憶媒体内等に未掌握の個人情報ファイル等があった。
- ほとんどの対象機関等において、個人情報ファイル等が記録された紙媒体及び電磁的記録に「個人情報」の標記が表示されていない、標記が赤色調でない等不適切な表示となっているなどの状況が見られた。

ウ 個人情報ファイル等の保管状況等

個人情報漏えい等のリスクを回避するためには、個人情報ファイル等を閲覧し得る者を限定することが必要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイル等を記録した紙媒体をかぎのかかる容器に保管していなかった。
- 複数の対象機関等において、個人情報ファイル等を記録した紙媒体を保管している施錠可能な書庫内に、関係職員以外が使用する行政文書ファイル等を一緒に保管していた。
- ある対象機関等において、情報システム内に保存されている個人情報ファイル等について、パスワードの設定等、関係職員以外の者によるアクセスを制限するために必要な措置を施していなかった。
- 一部の対象機関等において、個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイル等の保管書庫のかぎを、関係職員以外が管理する、共用かぎ箱に保管するなどの状況が見られた。

エ 保有個人情報等管理台帳の整備等

保有個人情報等を適切に管理するためには、保有個人情報等管理台帳を整備する必要がある。

しかしながら、平成28年度監察では、複数の対象機関等において、保有個人情報等管理台帳が作成されていない、作成されていても記載漏れや未更新のものがあるなど、改善すべき事例が見られた。

オ 非常時の対応

保護管理者は、災害時等の非常時における対応措置を定めることが必要である。

平成28年度監察では、ある対象機関等において、保有個人情報を保管する容器の配置図及び非常時における実施事項について、職員が常時視認できる場所に掲示するなどの取組が見られた。

一方で、複数の対象機関等において、対応措置の未策定や不徹底等の状況が見られた。

(8) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊では、困難な勤務環境下にあっても、職員がメンタルヘルス（精神的健康）を良好な状態で保持し、使命感を持ってそれぞれの任務を全うしていくことが極めて重要である。

平成28年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、相談員等を集め相互の情報交換や臨床心理士による教育の場を定期的に設けていた。
- ある対象機関等において、新たに入隊した職員に対し、グループカウンセリングを実施し、不安等の払拭に努めていた。

一方で、一部の対象機関等において、メンタル不調者及び勤務環境に起因したストレスを感じている職員が存在するなど、改善することが望ましい事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、積極的な取組の事例を参考にして、機関等の枠を超えて、職員のメンタルヘルスを良好な状態で保持するための取組が行われるよう、引き続き指導することが望ましい。

(9) 海外渡航承認申請手続

職員の安全の確保及び情報保全の確保の観点から、職員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合は、承認権者に海外渡航承認申請を提出し、その承認を受ける必要がある。

また、海外渡航承認申請の有無にかかわらず、全ての職員から任意に一般旅券の提出を求めるなどの方法により、当該申請が適切に行われているかについて随時確認することとされている。

しかしながら、平成28年度監察では、複数の対象機関等において、海外渡航承認申請が適切に行われているかについての確認が実施されていなかった。

機関等は、海外渡航承認申請が適正に行われていることを随時確認することが必要である。

(10) 公益通報者保護制度

公益通報者保護制度は、防衛省・自衛隊において生起する法令違反行為等の早期発見及び是正、国民の利益や信頼を損なうような不祥事の回避又は発生による被害の軽減が期待できる極めて重要な制度である。

平成28年度監察では、複数の対象機関等において、公益通報窓口を記したポスター類を事務所ごとに掲示するなどの取組が行われていた。また、

面談の結果、ほとんどの職員が同制度の趣旨を理解している対象機関等も存在した。

一方で、多くの対象機関等において、同制度は理解しているものの、通報要領等の理解が不十分な職員が多数存在するなど、改善すべき事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、全ての機関等において、公益通報者保護制度の周知徹底等を図るための措置が講じられるよう、改めて指導する必要がある。

また、機関等は、全職員が公益通報者保護制度の具体的内容や通報窓口を正しく理解できるよう、反復・継続的に教育を行うなどにより、引き続き制度の周知徹底等に積極的に取り組むことが望ましい。

(1) 自衛隊員倫理

自衛隊員倫理規程の遵守は、自衛隊員による職務執行に対する国民の信頼を確保する上で必要不可欠である。

しかしながら、平成28年度監察では、部外協力団体との間で開催した飲食を伴う行事等において、次のような国民の疑惑や不信を招きかねない事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、職員と部外協力団体との共催行事等に係る協定書及び会計手続に不備があった。
- 一部の対象機関等において、部外協力団体との間で共催した飲食を伴う行事の際に、職員が負担する額を部外者よりも安価に設定していた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、自衛隊員倫理規程の趣旨の再度周知を図るとともに、部外協力団体との関係に疑惑や不信を持たれることのないよう、指導を徹底させる必要がある。

(2) 毒劇物及び有機溶剤の管理

自衛隊では、装備品等を運用・管理するという職務の特性上、多くの毒劇物や有機溶剤を使用している。これらの適正な管理は、職員の健康管理や周辺環境保護にとどまらず、サービス事故を防止する観点からも重要である。

しかしながら、平成28年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、毒劇物保管庫等のかぎが適切に管理されていなかった。
- 一部の対象機関等において、保管場所又は保管容器に、関係規則で定められた「劇物」等の表示がなされていなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、このような状況が速やかに是正されるよう、毒劇物及び有機溶剤の管理に関する指導を引き続き充実・強化する必要がある。

実地監察の対象機関等（入札談合防止）

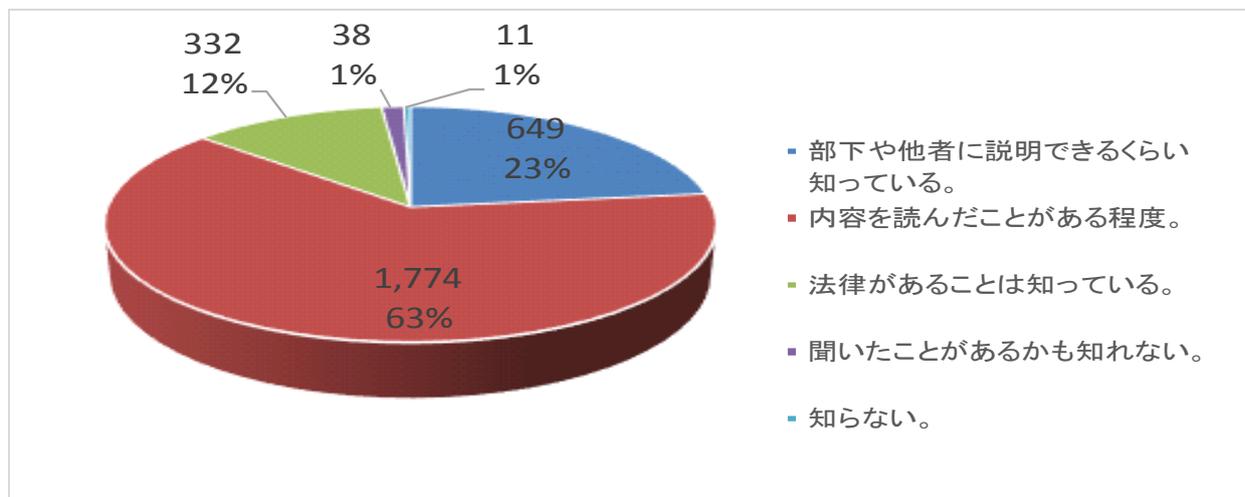
対 象 機 関 等	
防衛医科大学校（223）	
陸上自衛隊（540）	東北補給処（247） 九州補給処（293）
海上自衛隊（626）	大湊地方隊（267） 補給本部（359）
航空自衛隊第2補給処（237）	
北海道防衛局（112）	本局（91） 帯広防衛支局（21）
近畿中部防衛局（202）	
防衛装備庁（919）	内部部局（833） 陸上装備研究所（86）
合 計（2,859）	

注：（ ）内の数字はアンケート回答者数

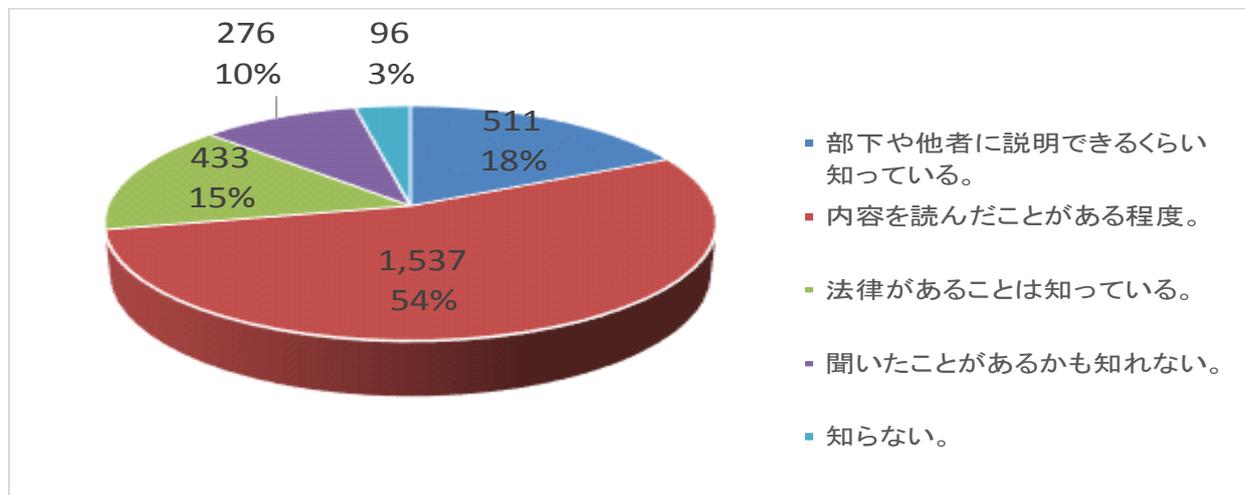
アンケート結果の概要（入札談合防止）

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。

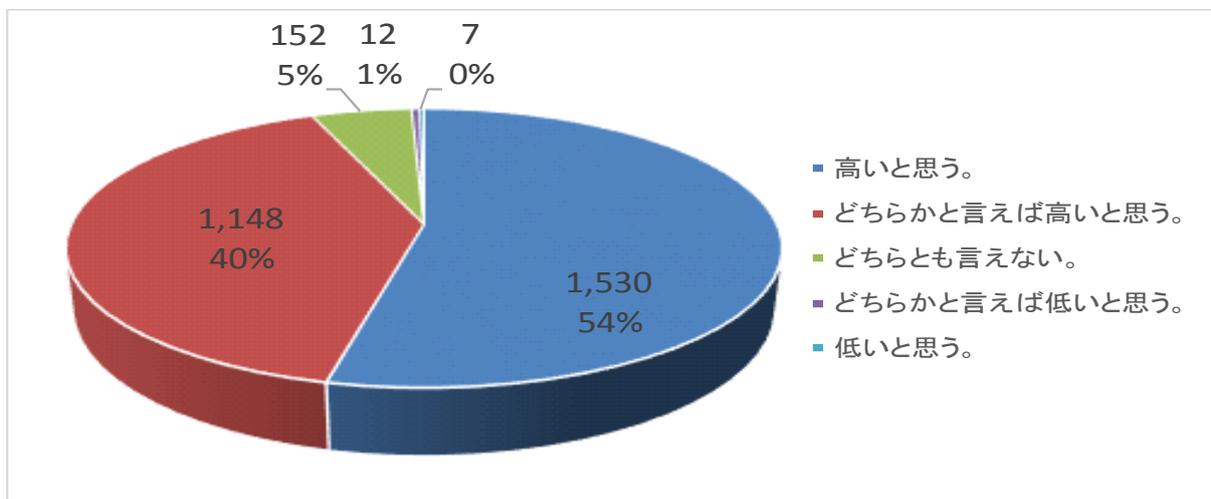


(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達 of 適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合防止に対する意識についてどう思いますか。



実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）

対象機関等	
陸上自衛隊	第1師団、練馬駐屯地業務隊
	第5旅団、帯広駐屯地業務隊、第374会計隊
	第11旅団、真駒内駐屯地業務隊、第325会計隊
	第1施設団、古河駐屯地業務隊、第341会計隊
	第2施設団、船岡駐屯地業務隊
	第5施設団、小郡駐屯地業務隊、第361会計隊
	高射学校
	中央即応連隊、宇都宮駐屯地業務隊、 東部方面会計隊第406会計隊宇都宮派遣隊
海上自衛隊	自衛艦隊司令部、掃海隊群
	横須賀地方隊
	第1航空群
	第2術科学校
	第211教育航空隊
	函館基地隊
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部、第2高射群、 西部航空方面隊司令部支援飛行隊、西部航空音楽隊
	中部航空警戒管制団
	西部航空警戒管制団
	第5術科学校、航空機動衛生隊
	警戒航空隊飛行警戒監視群第603飛行隊、自衛隊那覇病院※
情報本部	
沖縄防衛局	
防衛装備庁航空装備研究所	

注： ※の自衛隊病院については、他の対象機関等と併せて監察を実施したため、当該対象機関等の属する自衛隊に区分した。